

各 位

会 社 名 キオクシアホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 早坂 伸夫  
 (コード番号：6600 東証)  
 問合せ先 専務執行役員 花澤 秀樹  
 (TEL. 03-6478-2537)

## 募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年8月27日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数           | 当社普通株式 21,562,500株（募集株式数については、2020年9月17日開催予定の取締役会において変更する可能性がある。）   |
| (2) | 募集株式の払込金額            | 未定（2020年9月17日開催予定の取締役会において決定する予定である。）   |
| (3) | 払 込 期 日              | 2020年10月5日（月曜日）   |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年9月28日に決定される予定の国内募集（以下に定義する。）に係る引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (5) | 募 集 方 法              | ①国内における発行価格での一般募集（以下「国内募集」という。）とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、全株式を国内募集に係る引受価額で総額連帯買取引受けさせる。国内募集に係る引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、国内募集に係る引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。 |

②国内募集、下記2. の引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社が、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社が、それぞれ共同で行うものとする。

③国内募集、下記2. の引受人の買取引受けによる売出し及び下記3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、Morgan Stanley & Co. International plc、ゴールドマン・サックス証券株式会社、J Pモルガン証券株式会社、野村證券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社とする。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年9月28日に決定する予定である。）
- (7) 申込期間  
(国内) 2020年9月29日（火曜日）から  
2020年10月2日（金曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2020年10月6日（火曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本募集株式発行における発行価格から国内募集に係る引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記2. の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。

## 2. 引受人の買取引受けによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 66,068,900株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は9,108,500株、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は56,960,400株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2020年9月28日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。売出株式数については、2020年9月17日開催予定の取締役会においてその変更が承認される可能性がある。

- (2) 売出人及び売出株式数
- ①引受人の買取引受けによる国内売出し
- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| BCPE Pangea Cayman, L.P. | 3,457,700株 |
| 株式会社東芝                   | 3,116,400株 |
| HOYA株式会社                 | 2,534,400株 |
- ②海外売出し
- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| BCPE Pangea Cayman, L.P. | 29,959,600株 |
| 株式会社東芝                   | 27,000,800株 |

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社及び株式会社SBI証券を引受人として、国内売出し分の全株式を引受人の買取引受けによる国内売出しに係る引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

②海外売出し

海外売出しについては、Goldman Sachs International、Morgan Stanley & Co. International plc、J.P. Morgan Securities plc、Nomura International plc、Merrill Lynch International、CREDIT SUISSE (HONG KONG) LIMITED、SMBC Nikko Capital Markets Limited、UBS AG London Branch及びCitigroup Global Markets Limitedを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を海外売出しに係る引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。  
( 国 内 )

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

(8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして国内売出し分について売出価格から引受人の買取引受けによる国内売出しに係る引受価額を差し引いた額及び海外売出し分について海外売出しに係る引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。

(9) 前記各項を除くほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。

(10) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 7,886,900 株

①オーバーアロットメントによる国内売出し 2,760,400 株

(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2020年9月28日に決定される予定である。)

②オーバーアロットメントによる海外売出し 5,126,500 株  
 (売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2020年9月28日に決定される予定である。)

- (2) 売出人及び売出株式数
- ①オーバーアロットメントによる国内売出し  
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 2,760,400株(上限)
- ②オーバーアロットメントによる海外売出し  
 Morgan Stanley & Co. International plc 5,126,500株(上限)
- (3) 売 出 方 法
- ①オーバーアロットメントによる国内売出し  
 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- ②オーバーアロットメントによる海外売出し  
 売出価格での海外売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。  
 ( 国 内 )
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項のうち、オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行又は上記2.の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

①募集株式の数	普通株式	21,562,500株	
②売出株式数	普通株式	総売出株式数	66,068,900株
		引受人の買取引受けによる国内売出し	9,108,500株
		海外売出し	56,960,400株
		(最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定される。)	
		オーバーアロットメントによる売出し	上限 7,886,900株(※)
			(うちオーバーアロットメントによる国内売出し2,760,400株、オーバーアロットメントによる海外売出し5,126,500株)

- (2) 需要の申告期間 2020年9月18日(金曜日)から  
2020年9月25日(金曜日)まで
- (3) 価格決定日 2020年9月28日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 2020年9月29日(火曜日)から  
(国内) 2020年10月2日(金曜日)まで
- (5) 払込期日 2020年10月5日(月曜日)
- (6) 株式受渡期日 2020年10月6日(火曜日)

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社の株主である株式会社東芝(以下「貸株人」という。)より借り入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対して、2,760,400株を上限として、2020年10月30日行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「国内グリーンシュエーション」という。)を付与する予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2020年10月6日から2020年10月30日までの間(以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「国内シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、国内シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。国内シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借り入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が国内グリーンシュエーションを行使することにより貸株人への返却に代えることといたします。

また、海外売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、Morgan Stanley & Co. International plcが貸株人より

5,126,500株を上限としてモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を經由して借入れる当社普通株式の欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数は5,126,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Morgan Stanley & Co. International plcが貸株人よりモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を經由して借り入れる株式であります。これに関連して、貸株人は、Morgan Stanley & Co. International plcのために行為するモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に対して、5,126,500株を上限として、2020年10月30日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「海外グリーンシューオプション」という。）を付与する予定であります。

また、Morgan Stanley & Co. International plcは、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社を經由して、2020年10月6日から2020年10月30日までの間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Nomura International plc、Merrill Lynch International、CREDIT SUISSE (HONG KONG) LIMITED、SMBC Nikko Capital Markets Limited、UBS AG London Branch及びCitigroup Global Markets Limitedと協議の上、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、海外シンジケートカバー取引期間内においても、Morgan Stanley & Co. International plcは、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Nomura International plc、Merrill Lynch International、CREDIT SUISSE (HONG KONG) LIMITED、SMBC Nikko Capital Markets Limited、UBS AG London Branch及びCitigroup Global Markets Limitedと協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。海外シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数についてはMorgan Stanley & Co. International plcのために行為するモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が海外グリーンシューオプションを行使することにより貸株人への返却に代えることといたします。

## 2. 今回の募集株式発行による普通株式の発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	517,500,000株
公募による増加株式数	21,562,500株
増加後の発行済株式総数	539,062,500株

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額81,928百万円（\*）については、全額を当社の連結子会社であるキオクシア株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

キオクシア株式会社では、フラッシュメモリの今後の需要増加に対応すると共に、継続的なコスト競争力の向上を図るための生産能力増強に係る設備投資を予定しております。具体的な資金使途の内容及び充当予定時期は、以下の通りであります。

四日市工場及び北上工場において、更なる大容量化、高速化を可能とする次世代フラッシュメモリ（第5世代3次元フラッシュメモリ）である112層積層プロセスを適用したBiCS FLASH™向け前工程生産設備の取得費用の一部として充当する予定であります。具体的な充当予定時期は、当該設備の取得費用の支払い時期が2022年3月期となるため、当該期において81,928百万円を充当する予定としております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格3,960円を基礎として算出した見込額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、現時点においては、企業価値最大化の観点から、継続的な成長の実現に向けた持続的且つ機動的な設備投資及び研究開発を行うと共に、財務基盤の強化を優先する方針です。

そのため、当面は株主への配当を含めた還元は実施しませんが、今後、成長に向けた投資の資金需要及び財務状況に応じて還元の方針を見直す予定としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、持続的且つ機動的な設備投資及び研究開発のための資金として、有効に活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後、成長に向けた投資の資金需要及び財務状況に応じて還元の方針を見直し、株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	2019年3月期	2020年3月期
基本的1株当たり当期利益(△は損失)(連結)	1,748.83円	△19,325.91円
1株当たり配当額		
普通株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
転換型株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
A種優先株式	2,916円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
B種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
C－1種優先株式	1,233円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
C－2種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
D種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
E種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
F種優先株式	2,499円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
G種優先株式	4,165円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
甲種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
乙種優先株式	－円	－円
(うち1株当たり中間配当額)	(－円)	(－円)
配当性向(連結)	－%	－%
親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)	2.7%	△21.3%
親会社所有者帰属持分配当率(連結)	－%	－%

- (注) 1. 当社は設立初年度である2019年3月期より国際会計基準による連結財務諸表を作成しております。
2. 1株当たり情報については転換型株式を普通株式とみなして算出しております。なお、当社は2020年8月27日付で株主との合意により転換型株式の全部について普通株式に内容の変更を行っております。
3. 基本的1株当たり当期利益(連結)は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式(普通株式と同等の株式を含む。)の加重平均株式数で除して計算しております。
4. 普通株式への配当を実施していないため、配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(連結)について記載しておりません。
5. 当社は、2019年6月17日を取得日として、A種優先株式、B種優先株式、C－1種優先株式、C－2種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式を自己株式として取得し、会社法が定める手続を経て2019年6月17日付ですべて消却しております。
6. 親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。

7. 当社は、2020年8月5日開催の取締役会の決議により、2020年8月27日付で普通株式1株につき60株の株式分割を実施しています。その結果、普通株式の発行済株式総数は、転換型株式の内容変更も併せて517,500,000株となっています。そこで、転換型株式を普通株式とみなした上で、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の普通株式の発行済株式総数により算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

決算年月	2019年3月	2020年3月
基本的1株当たり当期利益(△は損失)(連結)	29.15円	△322.10円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)

#### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受けによる売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人及び貸株人である株式会社東芝、売出人であるBCPE Pangea Cayman, L.P.及びHOYA株式会社、当社の株主であるBCPE Pangea Cayman2, Ltd.、BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.及びBCPE Pangea Cayman 1B, L.P.並びに当社の新株予約権者であるステイシー・スミス、ロレンツォ・フロレス、早坂伸夫、渡辺友治、佐野修久、花澤秀樹、松下智治、横塚賢志、朝倉崇博、沖代恭太、橋本真一及び百富正樹は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年4月3日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、国内グリーンシュエーション及び海外グリーンシュエーションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること並びに一定の借入れに関する担保権の設定(担保権設定契約において担保権者がその担保権の実行等について同様の制限に服する場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、国内募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行(行使期間の始期がロックアップ期間経過後であるものに限る。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

#### 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上



ご注意： この文章は当社新株式発行及び株式売出し等に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2020年8月27日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。